

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (16時15分)

休憩中に1番 唐澤君より、発議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、
規程等の特別委員会の設置に関する決議の提出についてが提出されました。こ
の発議は所定の賛成者2名以上がありますので、成立します。

お諮りします。提出されました発議第2号を日程に追加し、追加日程第1発
議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会の設置に関す
る決議の提出についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第2号を議題とすることに決定しました。お手元
の議事日程に追加をお願いいたします。

事務局より発議第2号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別
委員会の設置に関する決議の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 番 唐 澤 発議第2号、令和4年12月13日、松田町議会議長 飯田一殿。

提出者、松田町議会議員 唐澤一代。賛成者、松田町議会議員 井上栄一、
南雲まさ子、齋藤永、寺嶋正、大館秀孝。

松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会設置に関する決議の提出
について。

上記の議案を、別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出し
ます。

別紙。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会設置に関する決議。
次のとおり松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会を設置するもの
とする。

記、1、名称。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び松田町議会委員会条例第5条。

3、目的。議会基本条例に基づく開かれた議会とするため、議員のなり手不足等の課題解決や多様化する社会に合わせた議会の活性化へとつなげていくことを推進するため。

4、委員の定数。11名。

5、調査期限。本特別委員会は、3に掲げる目的を達成するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

6、調査経費。本調査に要する経費は、議会費予算内とし、議長の下承を得て支出する。

以上です。

議長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会の設置に関する決議の提出についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。

(16時22分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(16時24分)

休憩中に松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会を設置することに決定いたしました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会を設置することになりました。

次に、委員が決定しました。委員は議長を除く議員11名です。委員長には齋藤永君、副委員長には寺嶋正君が決定しました。審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。